

## 原著論文

## 機関造林の後退・撤退期における 林業事業体の経営的対応

—岩手県における県行造林と公社造林をめぐる事態を事例として—

伊藤 幸男 (岩手大学農学部)

三木 敦朗 (信州大学農学部)

### 要旨

本稿の課題は、機関造林の後退・撤退期において、地域の林業事業体がどのような経営的対応を行っているのかを把握し、林業事業体の経営構造の変化を明らかにすることである。分析対象とした岩手県では、県行造林、公社造林は2000年に新規の造林を終了、2007年には岩手県林業公社が解散した。県有林事業に一元化され、指名競争入札制度が導入される中で、かつて県行造林の窓口団体であった岩手県森林整備協同組合が資本・流通機能を担う新たな事業体となっていること、そのもとで事業を大きく展開させた林業事業体が出てきていること、一方で不安定化する分収造林事業から新たな経営基盤を獲得しようとする展開がみられたことを指摘した。また、林業事業体と事業地との固定化した関係は大きく流動化してはいないものの、系統間、事業体間の事業融通が進むなど事業体の再編の一端を指摘した。

キーワード：県行造林、公社造林、林業事業体、岩手県

### 1. はじめに

機関造林は近年大きな転換期にある。特に、公社造林については、債務問題、経営問題を中心に各自治体で検討がなされ、2007年には岩手県と大分県で、2010年には神奈川県で公社が解散した。研究上でも1970年代以降の長い議論があり、公社、公団等の分収造林をめぐる問題点の抽出と課題の指摘がなされてきた<sup>1)</sup>。

本稿では、機関造林をめぐる経営問題ではなく、機関造林の事業実施を担ってきた林業事業体の経営展開の側面に注目している。県行造林や公社造林の実施が推進される過程で、それを担う林業事業体や森林組合作業班が組織化され、分収造林事業を基盤とした林業事業体の再生産構造が形成されていった<sup>2)</sup>。しかし、安定基盤であったこれら機関造林の事業量が減少し、組織及び制度が大きく改変される中で、林業事業体は新たな対応を迫られている。

本稿の課題は、機関造林の後退・撤退期において、地域の林業事業体がどのような経営的対応を行っているのかを把握し、林業事業体の経営構造の変化を明らかにすることである。

分析の対象地は岩手県である。その選定理由の1つは、岩手県は県行造林、公社造林ともに造林面積が大きいことである。もう1つは、2007年に岩手県林業公社が解散し、公社造林事業が県有林事業に一元化され、組織と制度に大きな変化があったことである。

方法は、まず、林業事業体の経営を規定する要因を把握するために、岩手県の県行造林

及び公社造林の展開とその特徴、2007年の再編について整理した。次に、林業事業体の新たな経営展開に重要な役割を担い始めている組織の実態を把握した。具体的には、岩手県森林整備協同組合（旧岩手県造林事業協同組合。以下、森林整備協）で、これまでは県行造林事業の共同受注窓口には過ぎなかったが、今日新たな役割を担う組織へと展開している。最後に、林業事業体の経営構造を明らかにするために、地域の個々の林業事業体6つについて経営実態の把握を行った<sup>3)</sup>。

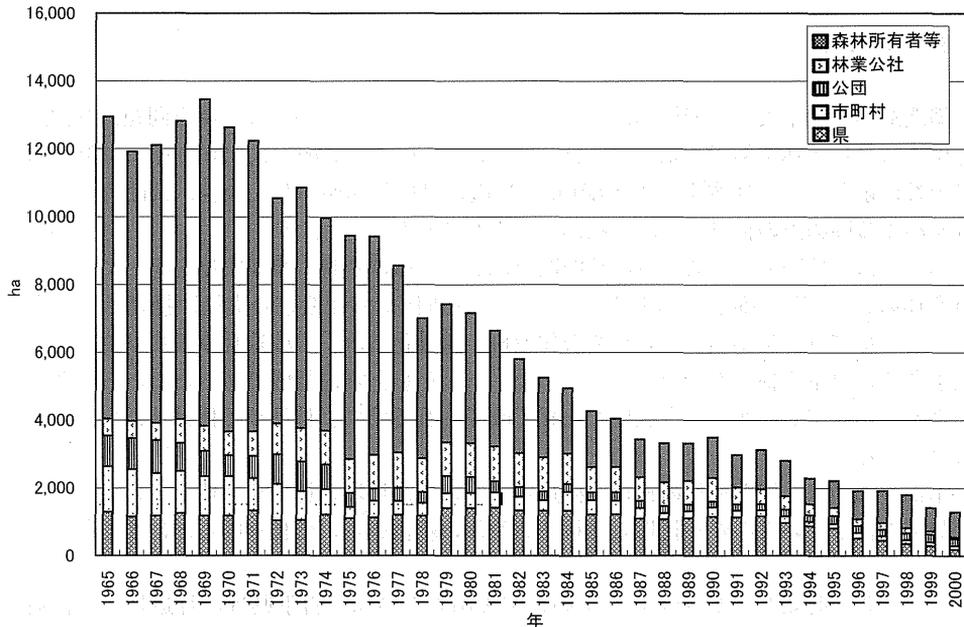
## 2. 岩手県における公社造林及び県行造林の展開と再編

### 2.1. 岩手県の人工造林の展開と公社造林、県行造林の位置づけ

図-1は岩手県の民有林における事業主体別造林面積について1965年以降の推移をみたものである。岩手県において人工造林が本格的に展開するのは戦後以降であり、特に民有林において展開する主な要因となったのは、農業生産力の拡大に伴う所得増加を背景とした農林家自身による活発な造林投資や木炭生産のために伐採された薪炭林跡地への造林であった。こうした農林家を中心とした造林が全面的に展開し、造林面積が年間1万haを超えていたのは1970年代半ばまでであり、その後の造林を牽引していくのは県行造林や公社造林であった。

具体的には、県行造林は1990年代初頭まで一貫して年間1,000ha以上を維持しており、全体の造林面積が減少する中でそのウエイトは増加し、1990年代前半では4割近くに達する年もあった。林業公社による造林も同様であり、1970年代半ばから1990年代半ば頃まで、造林面積のうち10～20%を占めてきたのである。

このように、森林所有者自身による造林が後退していった1970年代半ば以降において、



資料：(社)岩手県林業公社「公社造林40年の実績等の要約」2005年より

図-1 岩手県の民有林における事業主体別造林面積の推移

県行造林、公社造林は民有林の人工林造成の推進を担う主軸となっていった。また、造林とその後の一定期間約束された保育事業は、地域によっては林業事業体の重要な再生産基盤となっていった。

### 2.2. 県行造林の展開

岩手県の県有林事業は1908年の県有模範林の設置以降、一世紀にわたる歴史がある。全県的な森林資源造成を目的に6万haの造林を目標として事業が実施されてきたが、分収造林としては合計で約5万8,000haの造林が行われた<sup>4)</sup>。現在実施されている県行造林は、1959年度から行われている新県行造林であり、2,104事業区、4万2,449haが経営されている。

県有林事業は、1964年に制定された県有林造成基金条例に基づき、県有林事業特別会計で運営されてきたが、1972年からは農林漁業金融公庫資金の借入れによって実施されてきた<sup>5)</sup>。しかしながら、この借入金が2001年3月末までに支払利息も含めて912億円にまで増加し、県有林事業そのものの見直しが行われることとなった<sup>6)</sup>。なお、2000年をもって新規の拡大造林は終了している。

### 2.3. 公社造林の展開

岩手県林業公社は1964年に設立され、林野率が高いものの人工林率が低い県北地域の14市町村(合併前)を対象として分収造林を実施してきた(表-1)。全県的な資源造成を目的とした県行造林とは異なり、公社造林は就労機会の少ない山村地域において雇用を創出するなど地域開発の側面が強く、公社社員である上記14市町村においてのみ実施されたのである<sup>7)</sup>。

対象となった市町村では、特に広葉樹二次林から人工林への移行が停滞していた大山林所有者への人工林化の契機となっていった。新規造林が終了する2000年までの総造林面

表-1 公社造林対象市町村における樹種別造林面積

市町村	(単位:ha)					計
	スギ	アカマツ	カラマツ	ヒノキ	キリ	
久慈市	226	837	100	-	-	1,163
山形村	290	1,690	278	-	-	2,258
大野村	323	944	9	-	-	1,276
葛巻町	494	1,268	1,311	-	-	3,073
川井村	1,190	2,598	714	-	-	4,502
岩泉町	779	2,490	1,050	11	2	4,331
田野畑村	246	798	78	-	14	1,136
湯田町	1,638	12	37	-	-	1,687
沢内村	441	1	5	-	-	447
安代町	1,320	544	78	-	1	1,943
軽米町	654	508	43	-	-	1,205
一戸町	251	9	42	-	-	302
田老町	322	267	30	11	-	629
野田村	192	47	32	-	-	270
合計	8,367	12,011	3,807	21	17	24,224

資料:(社)岩手県林業公社「公社造林40年の実績等の要約」2005年より  
注:1965~2000年までの造林実績の合計。ただし、田老町、一戸町、野田村は途中から対象市町村となっている。

積は約2万4,000haで、対象市町村における1965～2000年までの造林面積に占める割合は3割となっている。中でも、大野村、岩泉町、沢内村、安代町のように1965～2000年までの造林面積のうち半数前後を公社造林に依存する町村もあった。

公社造林のもう1つの特徴は、アカマツの造林が多かったことである。冷涼で降水量の少ない岩手県北部が主な対象地であったため、公社造林の約5割がアカマツで占められている。

岩手県林業公社は、自己資金をもたず、その資金を農林漁業金融公庫と県・対象市町村からの借入金に依存してきたため、2001年度末の公庫からの借入金残高（支払利息を含む）は389億円、県及び市町村からの借入金残高（支払利息を含む）は367億円となった。この債務問題は2001年度に行われた外部包括監査において指摘を受け、最終的に林業公社は2007年5月末日に解散することとなった<sup>8)</sup>。

林業公社解散後、公社造林事業は県有林事業へ一元化された。その内容は、林業公社の分取造林契約は県が引き継ぎ管理すること、農林漁業金融公庫の債務についても県が引き受け償還することである。公庫への償還を含めた事業費は、県有林事業特別会計において処理されることとなり、当面40年間は一般会計から繰り入れながら公庫への償還を行っていく見通しとなっている。

#### 2.4. 一元化後の動向

県行造林と公社造林によって、約8万2,000haもの森林が造成され、その蓄積は2001年度末で1,200万m<sup>3</sup>に達している。これらの森林造成は、岩手県の林業において次のような役割を果たしたと整理されている。

1つは、地域森林の団地化、林道、作業道等の林業生産基盤の整備に加え、林業事業体の組織化が図られたことである。もう1つは、過去20年間の延べで667万人もの雇用を創出し、就労機会の少ない山村地域において安定的な所得を確保してきたことである<sup>9)</sup>。

特に林業事業体の組織化に関しては、県行造林は地域に存立していた作業集団を岩手県造林事業協同組合（以下、造林協）のもとに組織化し、公社造林についても同様に森林組合作業班として組織化したのである。

以上のような経緯から、それぞれの事業の受け皿は、基本的には県行造林は造林協、公社造林は森林組合といった仕分けがなされているが、地域によっては請負事業体として県行造林と公社造林の両方を手がける事業体も存在する。また、県行造林、公社造林ともに、作業班自ら事業地を獲得してくるケースも多く、例えば森林組合作業班という形態をとっていたとしても自立した事業体的な班も存在する。

また、事業地と事業体との関係をより密接なものとした制度として、県行造林については看守員制度、公社造林については巡視員制度がある。看守員あるいは巡視員に委託された事業体（または作業班）の代表者は、事業地の巡視のほかに、毎年度必要とされる施業の提案などを行った。つまり、分取造林地の実質的な管理を担ってきたのである。

一元化後の経営改善の取り組みとして特に注目されるのは次の2点である。1点目は森林管理区分の導入である。経営する森林を高い収益が期待できる「長伐期施業林」と良好な生育が期待できない「その他施業林」に区分した上で、「その他施業林」の分取造林契約を解約していくとするものである。1万4,000haが「その他施業林」に区分され、2009～2013年までの5年間で5,000haの解約に取り組むとしている。つまり、事業地そのものが減少していくこととなる。2点目は、巡視人員の縮減と業務内容及び報酬の縮減である。施業の提言の機会がなくなり、分取造林地の管理における看守員及び巡視員の役割を後退させるものとなった。

一元化とは別に導入された制度であるが、大きな制度変更となったものに指名競争入札制度がある。2006年9月に岩手県が発注する治山事業（保安林整備事業等）、県有林事業等を対象に導入されたもので、県有林事業については、2007年度の一元化以降に実質的に運用が開始されている。これまで地域の事業体が事業地を獲得し、実質的な管理を担ってきたという経緯から、県行造林、公社造林ともに、造林協や森林組合と随意契約を結び事業が実施されてきた。しかし、指名競争入札制度が導入されることになり、地域あるいは事業体における事業の継続性は必ずしも保証されるものではなくなったのである。

なお、競争入札参加資格を得るための主な条件は、①県内に事業所を有する法人であること、②個人にあっては林業労働力の確保の促進に関する法律で規定する認定事業主であること、③林業の専門技術者の資格（技術士、林業技士、林業作業士、林業普及指導員、森林整備技術研修修了者のいずれか）を有していること、となっている。現状では、森林整備協や森林組合が入札資格を取得しており、森林整備協組合員や森林組合作業班が独自に資格を取得するのは希である。

### 3. 岩手県森林整備協同組合の新たな展開

#### 3.1. 岩手県森林整備協同組合の事業展開

岩手県森林整備協同組合（森林整備協）の前身である岩手県造林事業協同組合（造林協）は、県有林事業等機関造林の推進を担う組織として1970年に設立された。岩手県内の各地域の事業体を組合員として組織化し、県行造林を中心とした県有林事業を共同受注してきた。

造林協の新たな事業展開の契機は、上述の通り、1つは県行造林における2000年以降の新規造林の取りやめであり、もう1つは、指名競争入札制度の導入によるものである。また、2007年には現在の森林整備協へと名称変更を行っている。

森林整備協の近年の共同受注額<sup>10)</sup>の推移は次の通りである。造林面積の減少によって、1999年度に約23億3,000万円あった受注額は、2006年度には8億9,000万円まで大幅に減少した。作業別の面積でみると、1999年度において新植は168.57haと既に低位であったが、下刈りが1,866.21ha、除伐1,522.14ha、このほかにつる切や枝打などの保育作業があった。これらが2006年度には、新植がわずか2.20ha、下刈りが12.84ha、除伐は0haなど、保育に関わる作業が大幅に減少した。唯一増加したのは保育間伐であり、1999年度の1,511.04haから2006年度の1,871.47haとなっている。

このような事業内容の変化から、組合員数も減少傾向となっている。1999年度において、組合員数は203事業体、班数155班、作業員数は1,171名であったが、2006年度までに組合員数が155事業体、班数119班、作業員数701名へと減少した。

#### 3.2. 新たな素材生産事業への展開

森林整備協は2004年度に事業内容を新たに展開し始めている。その1つは森林整備協自身による立木購入と素材販売までを含む素材生産事業に取り組むこととなったこと、もう1つは県有林以外からの事業の獲得に乗り出したことである。

素材生産事業への展開の契機は、基本的には県行造林における造林・保育事業の減少によるものだが、もう1つの契機として県有林の利用間伐事業の廃止がある。森林整備協は岩手県が発注する県有林の利用間伐事業を請け負っていた時期があり、1980年代末には年間2～3万<sup>3</sup>も受注していた。しかし、2003年度を最後に利用間伐事業が行われなくなったため、機械装備を保有していた約10の組合員で立木購入を含めた積極的な素材

生産事業の獲得に取り組むこととなったのである。

2004年度から新たに開始された素材生産事業は、県有林からの入札による立木購入・素材生産が3,413m<sup>3</sup>、国有林及び私有林からの素材生産が3,087m<sup>3</sup>、合計6,500m<sup>3</sup>であった。2006年度には1万9,538m<sup>3</sup>へと大きく増加しており、素材生産に参加する組合員数も15事業体（2007年度）へと増加した。

立木購入の方法は2通りあり、1つは、森林整備協の判断で行われる県有林、国有林等の入札による立木購入である。落札する事業地は、立木購入の段階で、地域、作業内容からどの組合員に委託するかおおよその見当をつけておく。もう1つは、組合員が獲得してくる私有林の事業である。この場合であっても、毎木調査から契約（立木購入）、素材の販売、精算に至るまで森林整備協が実施し、素材生産部分は組合員に委託する形をとる。

いずれの場合も森林整備協は、最終的な素材の販売金額の5%を手数料としてとり、残りの95%が組合員の収入となる。生産される素材2万m<sup>3</sup>のうち、樹種はカラマツが6割、アカマツ2割、スギ2割となっている。

販売先は、合板工場（宮古、大船渡、石巻）が3～4割、残りの6～7割が岩手県内の製材工場への直接販売である。これらには集成材のラミナ用が含まれている。

### 3.3. 森林整備協の新たな役割

新たな素材生産事業の開始によって森林整備協はこれまでにはない機能を担うこととなった。1つは資本機能であり、もう1つは素材の流通機能である。立木購入代金を森林整備協が負担することで、素材生産に取り組む組合員が資金繰りを心配することなく生産に専念できる環境を作っている。また、素材の流通機能についても、市況を判断しながら販売先を選定する作業を森林整備協が担うため、組合員の負担が軽減されている。

ところで、従来からの造林・保育事業に関しても森林整備協が新たな役割を担うこととなった。それは、県有林事業の指名競争入札制度への移行に伴って、組合員に代わって入札に参加することとなり、組合員の事業確保において森林整備協が主体的な役割を担うようになったことである。

これまでは、組合員が主体的に獲得してきた事業地を県行造林として契約していくという窓口業務が中心であり、森林整備協自身が事業体としての主体性を必ずしももっていなかったが、入札制度の導入によって森林整備協がいかに事業を獲得するかが組合員にとって重要となり、森林整備協は造林・保育事業においても主体的な機能を有することとなった。今のところ、これまで獲得してきた事業地が他の事業体に落札されるということは希のようだが、減少していく事業量を維持するために、国有林の保育間伐事業等への入札に参加するなど、県有林事業以外へと展開し始めている。

## 4. 林業事業体の対応と新たな展開

### 4.1. 調査対象とした事業体の特徴

以下では、県行造林、公社造林の事業量が減少し、また制度が大きく変わる中で、これらの事業に関わってきた林業事業体がいかなる対応をしているのかについて実態把握を行った。

以下で取り上げる事業体は、事業の内容や重点を変化させるなどして、事業量を拡大あるいは維持している事業体である。主に県行造林に携わってきた事業体（A造林、B氏、C氏）は、森林整備協の組合員である。上述のように廃業する組合員も多い中、事業量の

拡大や維持がなされている事業体である。

一方で、公社造林に携わってきた事業体（D 林業、E 造林、F 氏）は、F 氏を除いて森林組合の請負班となっている。森林組合が主体的に公社造林を担っている地域もあるが、自立性の高い D 林業、E 造林は請負班として存立し、森林組合以外の事業にも自由に展開しているのが特徴である。また、F 氏については、森林整備協の組合員であり、森林整備協を窓口として公社造林を担ってきた。これは F 氏の所在する地域では、過去の経緯から森林組合だけでなく森林整備協も公社造林の事業を獲得してきたためである。

なお、各事業体の経営概要を表-2 及び表-3 にまとめた。

#### 4.2. A 造林

A 造林は岩手県南部の花巻市に所在する事業体である。1980 年代半ば以降、県行造林を行っており、1990 年頃からは広葉樹の素材生産業者と組みながら、その伐採跡地に県行造林を展開していった。

事業量が最大だったのは 1993～1998 年頃で、作業班数は 3 班、作業員は 25～26 名、1998 年頃の事業量は、植栽 14～15 ha、下刈り 100 ha、除間伐 40～50 ha、作業道開設 4,000～5,000 m であった。

A 造林の事業内容が転換し始めるのは 2000 年頃からである。県行造林の事業量が減少し始めたのをきっかけに、地元の森林組合からの請負事業が増加し始め、また伐採へと移行するために、技術をもった作業員の雇用や機械の購入などを徐々に進めていった。2005 年頃からは森林組合の伐採事業も本格的に請け負うようになった。

現在の作業班の体制は、育林班が 6～7 名、伐採班が 5 名の 2 班体制で、これに臨時が 3 名加わる。作業員の年齢は 50～60 代が 7～8 割である。

2006 年度の実績は、県行造林における除伐、保育間伐が 30 ha、森林組合からの請負が、新植（全て広葉樹）10 ha、除伐 50 ha、下刈り 30 ha、作業道開設 300 万円、作業道補修 50 万円、素材生産 11 ha となっている。

県行造林の事業額がかつての 10 分の 1 以下まで減少する一方で、地元の森林組合から請け負う素材生産が事業額全体の 3 割程度にまで増加している。

県行造林部分の事業が大きく減少したことに加え、入札制度の導入により毎年度どういった施業がどれくらいあるのか把握することができなくなったため、経営の安定基盤を森林組合からの請負事業に移行させているのである。森林整備協が落札してくる県行造林部分の事業は間断的で年間を通じた事業計画に組み込みにくく、場合によっては近隣の森林組合に請け負わせることで実施することもあるとしている。

#### 4.3. B 氏

B 氏は久慈市に所在する森林整備協の組合員である。B 氏が県行造林と関わるようになったのは B 氏の父の代からで、1951 年頃に地域の大山林所有者（約 2,300 ha 所有）が水源林県行造林として 37 ha を分収造林したのが始まりである。1960 年からは新県行造林に移行し、毎年 15～30 ha の造林を実施してきた。最終的にはこの大山林所有者だけで 1980 年代末頃までに合計 650 ha ほどの県行造林を実施している。さらに 1960～1968 年頃に合計で 196 ha の公団造林を、1969 年頃に約 30 ha の公社造林を実施しているが、いずれも同じ大山林所有者の山林での分収造林であった。このほかに、廃業した事業体から引き継いだ公社造林事業地が 200 ha ほどある。このように、B 氏はこの大山林所有者の専属作業班ともいえるべき存在であり、同時に集落において雇用創出を担う地域事業体でもあった。

B氏が複合経営的に事業を多角化していくのは1960年代半ば頃からである。まず、短角牛の繁殖を行い、価格の下落した1995年頃まで常時17頭ほど飼育していた。1970年頃からは入手しやすい広葉樹原木を活用して庭先製炭を開始する。1975年には作業員の雇用維持の目的で乾シイタケの生産を始めたが、収量、価格が不安定であったため1985年からは生シイタケの生産に移行している。ホダ木本数は1万本である。

1987年からは、大山林所有者での分収造林が減少してきたため、自ら山林を購入し、その山林に県行造林を実施して事業を確保した。そのような山林が合計で42～43haある。

さらに新植面積が減少する1988年頃からは、雇用維持のためにハウスでのハウレンソウ栽培を開始した。現在、30坪のハウス35棟で栽培を行っている。なお、生シイタケ、ハウレンソウは大地を守る会へ出荷している。

2007年度の実績は、県行造林部分は保育間伐が約25ha（うち自己所有山林5～6ha、大山林所有者12ha、その他7ha）、公団造林部分が植栽13ha、保育間伐4ha（いずれも大山林所有者）、公社造林部分が4ha（地域内）となっている。

作業員は9名おり、70代1名、60代4名、50代3名、40代1名となっている。このうち、造林等の保育作業にあたるのが5名、ハウレンソウ、木炭生産に3名、生シイタケに1名が従事している。

入札制度の導入に伴い変化が起きている。2008年にこれまでの随意契約であれば獲得できたであろう22～23haの除間伐作業が他の事業体（造園業者）に落札されてしまった。このように、年間の事業見通しはその年にならなければわからないということが現実のものとなってしまった。

これに対応するためにB氏は、広葉樹雑木の立木購入量を増加させている。通常、木炭生産、シイタケ原木用として7～10haの立木購入を行うが、2008年には17～18haを購入した。このうち半分以上をチップ用材として生産し、地域内のチップ工場に販売した。また、そのためにグラップル付きユンボトラックを2007～2008年にかけて購入するなど、新たな設備投資を行っている。

このように、B氏は雇用確保のための複合経営を展開し、地域内での事業量確保のために新たに素材生産部門にも展開し始めている。それは必ずしも素材生産を軸とした経営を新たに展望するものではなく、見通しの立たない保育事業のいわば保険としての事業である。

#### 4.4. C氏

C氏は岩手県中央部の遠野市に所在する事業体である。これまで酪農（飼養頭数50頭）を行ってきたが、経営がふるわず1994年に林業へと転換した。当初は、県行造林を行っていた親戚の事業を引き継ぐ形で林業に従事するようになった。高校卒業後から農業のかたわら林業のアルバイトを行ってきた経験から、山仕事への移行には大きな問題はなかった。

2002年頃から、遠野地区国生協（国有林材生産協同組合）において素材生産を請け負うようになった。ここで素材生産の技術を身につけていくこととなるが、2007年にハーベスタを自ら購入することで、素材生産事業を急速に拡大していくこととなる。

C氏の事業は、素材生産事業と保育事業の2つからなる。まず、素材生産事業の2008年の実績は、月平均1,400m<sup>3</sup>、年間2万m<sup>3</sup>である。森林整備協から受託する部分は約1万m<sup>3</sup>で、県有林が中心である。残り1万m<sup>3</sup>は遠野市を中心とした私有林において自ら立木購入を行う。樹種はカラマツが8割、スギが2割である。出荷先は、カラマツは主

に合板工場であり、そのときの価格や森林整備協の指示などによって出荷先が変わる。一方スギは、出荷先による単価の違いがほとんどないため、できるだけ近隣の製材工場へ出荷するようにしている。

保育事業の2008年の実績は次の通りである。まず、森林整備協から受託する事業として、これまで担ってきた大船渡振興局管内の県行造林事業地における伐捨間伐が50ha、いわて森林づくり県民税での間伐が30haであった。このほかに、岩手県南部の藤沢町において11haの除間伐を森林整備協から頼まれ実施している。また、遠野地方森林組合から伐捨間伐30ha、遠野地区国生協から除伐50haを請け負っている。

作業班は、素材生産班と造林班の2班である。素材生産班は6名、造林班は12名で構成されている。作業班員は専門的に従事しており、平均で23～25日/月就労している。なお、素材生産班が現在の体制となるのは2008年2月とごく最近のことである。

C氏は素材生産部門で急速に生産量を拡大したが、大口の出荷先であった合板工場が不景気によって動向が不安定になってきている点が懸念要素となっている。また、植栽がほとんどないことから、造林班の春先の事業確保が毎年の課題で、広葉樹雑木を立木購入して備えているという。また近年、森林整備協からの要請で、スポット的な間伐作業などが増加しており、事業が短期間に集中するなどの問題も出始めている。

表一 林業事業体の事業内容等 (その1)

事業体名	A造林	B氏	C氏
タイプ	森林組合事業移行型	複合経営型	新規参入型
所在地	花巻市(旧大迫町)	久慈市(旧山形村)	遠野市
経緯	1980年代半ば以降、県行造林に着手 事業量がピークは1993～1998年頃 2000年頃から森林組合の請負事業が増加	1951年以降、特定の大山林所有者の山林での県行造林等 短角半繁殖(1960年代半ば～1995年)、製炭(1970年頃～)、乾シイタケ(1975～1984年頃)、生シイタケ(1985年～)、ホウレンソウ(1988年～)	1994年に林業へ転換、親戚の県行造林事業を引き継ぐ 2002年頃から遠野地区国生協において素材生産を請け負い、 2007年にハーベスタを自ら購入し素材生産事業を拡大
事業量	2006年度実績 県行造林:除伐、保育間伐が30ha 森林組合請負:新植(全て広葉樹)10ha、除伐50ha、下刈り30ha、作業道開設300万円、作業道補修50万円 森林組合受託:素材生産11ha	2007年度実績 県行造林部分:保育間伐約25ha(うち自己所有山林5～6ha、大山林所有者12ha、その他7ha) 公団造林部分:植栽13ha、保育間伐4ha(いずれも大山林所有者) 公社造林部分:4ha(地域内) 広葉樹雑木素材生産:立木購入面積17～18ha、うち半分をシイタケ・木炭原木へ、残りをチップ工場へ	2008年実績 素材生産:2万m <sup>3</sup> 、うち森林整備協から受託約1万m <sup>3</sup> (県有林中心)、立木購入1万m <sup>3</sup> (私有林中心)、合板工場を中心に出荷 県行造林部分:保育間伐50ha(大船渡地域)、保育間伐11ha(藤沢町) いわて森林づくり県民税事業:間伐30ha (以上、森林整備協から受託) 私有林:保育間伐30ha (遠野地方森林組合より請負) 国有林:除伐50ha (遠野地区国生協より請負)
作業員	育林班:6～7名 伐採班:5名 臨時:3名加わる 50～60代が7～8割	70代1名、60代4名、50代3名、40代1名、計9名 うち、造林・保育作業5名、ホウレンソウ・木炭生産3名、生シイタケ1名	素材生産班:60代2名、50代1名、40代1名、30代1名、20代1名、計6名 造林班:60代4名、50代4名、40代1名、30代2名、20代1名、計12名
保有機械	バックホー(0.4m <sup>3</sup> )1台 バックホー腕長タイプ(0.45m <sup>3</sup> )1台 クレーン付きキャリア1台 クレーン無しダンプキャリア1台 ワイヤドラム付きブルドーザ1台 1tキャリア1台 4tユニック車1台 グラブブル1台 材価が安いため高性能機械の購入予定なし	グラブブル付きコンボトラック(2007～2008年に購入)	ハーベスタ1台、 フォワーダ6t1台、4t2台 グラブブル付きバックホー3台

資料:聞き取り調査より

このようにC氏は、森林整備協との関係を軸に積極的な設備投資によって素材生産量の拡大を短期間に実現した。また、保育事業については、地域内の事業や森林整備協の事業を幅広く受け入れており、地域にとっても森林整備協にとっても中核的な事業体として成長している。

#### 4.5. D 林業

D 林業は岩手県北部の洋野町に所在する。森林組合の請負班として公社造林等の事業を行ってきたほかに、素材生産事業も行うようになった。

D 林業の2006年度の事業量は、県行造林50ha、公社造林10ha、いずれも保育間伐である。このほかに個人所有者からの作業受託が30ha（うち10haは自己所有林での作業＝雪害木除去）であった。なお、県行造林事業は、地域内の事業体が廃業したことにより引き継いだものである。

D 林業が特徴的なのは、個人から作業受託で実施する間伐である。通常こちらも伐捨間伐とするところを、D 林業は利用間伐を行うのである。

機械を積極的に導入し、現在は、プロセッサ（1990年に導入）、スキッダ、シャベルブルドーザが各1台、グラップルを4台所有する。およそ20年前からアカマツ林の利用間伐に取り組んでおり、2006年度は約1,000m<sup>3</sup>を生産した。

出荷先をみると、もっとも状態のよい直材は、二戸市の製材所からの注文材として出荷する。これが出荷量全体の2割を占める。約3割は、2m材にして宮古市の合板工場へ出荷する。これ以外の5割については、チップ材として近隣の森林組合へ出荷している。D 林業の特徴は、間伐であってもきめ細かな造材によって、アカマツ材の付加価値を高める点にある。

作業員は5名で、保育作業から素材生産までを行う。ただし、県行造林及び公社造林の事業量が多い場合は、近隣の事業体に応援してもらうこともある。

アカマツの伐採は冬季に限られるため保育事業から完全に移行してしまうことはないが、地域に特徴的なアカマツ林の管理と素材生産を軸とした事業へと展開している。

#### 4.6. E 造林

E 造林もまた洋野町に所在する事業体で、入札制度へ移行するのにあわせて設立した法人（株式会社）である。作業員を雇用しておらず、会社を設立したE氏だけの会社であるが、入札資格を有する指名業者となることで今後の展望を模索している事業体である。

これまで県行造林、公社造林の事業を行ってきたのはE氏の父が組織する森林組合の請負班としてのE班である。森林組合からの作業（森林組合が元請けとなっている機関造林を含む）は、形式的にはE班が請け負い、森林組合以外からの事業はE造林が受注者となり、実際の作業はE班に委託するという形をとっている。

県行造林、公社造林の保育間伐は、毎年20～30haを請け負っている。しかし、E造林を特徴づける事業は、道の駅とパークゴルフ場の草刈り・植木管理と、森林所有者からの作業受託である。

洋野町が運営するパークゴルフ場等の草刈りは、1992年頃、当初ボランティアで始めたものであったが、現在では毎年600万円ほどの受託事業となっている。20年前に2,000万円/年ほどあった公社造林の事業額が近年では200～300万円/年まで落ち込んでいの中で、雇用を維持する意味として重要な事業となってきている。

また、近年力を入れているのは個人からの作業受託であり、主に天然林改良である。県の補助によって所有者負担は10a当たり500円ほどですむようになっている。また、天

然林改良作業を行えば、シイタケ原木としての生産が5年ほど早まるという。これらの点を所有者に宣伝し、事業確保を行うのである。営業を行った所有者のうち、6～7割からは契約が得られるという。

E造林は保育事業に徹している。前述のD林業との棲み分けも強く意識しているが、利用間伐を行わない分、売り上げ高は多くないが、機械化や造材を行わないためコストも低く、利益は多くなるのではないかと判断がある。また、「いわて森林づくり県民税」(森林環境税)において、2008年度から制度改正があり、地域の事業体が事業地を提案していくことが可能となった。こうした新たな事業を捉えながら、地域の森林整備の中核的な存在へと展望を描いている。

#### 4.7. F氏

F氏は岩手県北部に位置する八幡平市に所在する事業体である。林業公社設立時から地域内で公社造林に取り組んできたが、森林組合作業班としてではなく、森林整備協組員として事業を行ってきた。

2007年度の実績は次の通りである。森林整備協が落札した事業の受託は、これまで行ってきた公社造林部分の除間伐が30haである。また、新たに二戸地域、盛岡地域での県行造林部分の除間伐が20haあった。これは、高齢化等で廃業した事業体の代わりに作業を行ったものである。

2008年には森林整備協が落札した地域内国有林の保育間伐事業30haを受託した。通常であれば地域内の国生協が落札すべき事業であるが、近年国有林の事業が増加しているため、国生協が担える事業量を超えていると判断して森林整備協が落札した事業である。

このように、森林整備協が主導する形で、これまで対象としてこなかった地域外や国有林の事業へと新たに展開するようになった。これは、減少していた地域内の公社造林部分の事業を補うものとなっている。

このほかに、F氏が独自に獲得してくる事業として次のものがある。その1つは、八幡平市の隣の管轄である二戸地方森林組合からの請負事業である。その経緯は、一戸町で公社造林を開始する際、当時の一戸町森林組合(合併前)では作業ができないということになり、森林整備協を通じて手伝えることとなったのがきっかけである。2008年の実績は、一般民有林の除間伐50haを請け負った。さらに、これまで関係の薄かった管轄内の浄安森林組合からも除間伐、下刈りの作業を10～15ha請け負っている。浄安森林組合から事業を請け負うようになったのは最近4～5年のことである。

さらに、いわて森林づくり県民税の事業として、二戸地方森林組合から10haの間伐を請け負っている。

また、F氏の事業を特徴づけるものに、冬季の林業出稼ぎがある。地域内の事業が一段落する冬季に神奈川県や公社の事業を行うのである。しかし、神奈川県でも入札制度の導入や公社の解散により、事業獲得の見通しが困難になってきている。

作業班員についてみると、八幡平市や神奈川県の事業を行う中心的な作業班としてJ班があり、1家族5名で編成されている。二戸地方森林組合関連の事業は二戸地域に居住するN班5名が担う。さらに、H班として3名を雇用し、臨時で1名が加わることがある。

J班、N班には20代、30代の作業員がいるなど、さらに事業を拡大することも可能だとしている。しかし、現状では森林整備協への依存を強めながら、効率が悪くても地域外の事業も積極的に受け入れようとしている。今のところ、入札制度への移行による大きな影響はないものの、植栽の事業がなく、春先に事業が切れてしまうのが問題となっており、3～5月の3ヶ月間は雇用保険で対応している。素材生産については、設備投資額の

表-3 林業事業体の事業内容等(その2)

事業体名	D林業	E造林	F氏
タイプ	素材生産移行型	保育事業基軸型	現状維持型
所在地	洋野町(旧大野村)	洋野町(旧大野村)	八幡平市(旧安代町)
経緯	1960年代より県行造林、公社造林に着手 1990年頃より機械化をはじめ素材生産を展開	1960年代より県行造林、公社造林に着手 1992年頃よりパークゴルフ場の草刈り 2007年に入札資格を有するE造林を設立	1960年代より主に公社造林に着手、ただし森林整備協の組合員
事業量	県行造林:保育間伐50ha 公社造林:保育間伐10ha 個人所有者:利用間伐30ha(ただし10haは自己所有林での作業=雪害木除去)、アカマツを中心に1,000m <sup>3</sup>	県行造林・公社造林:保育間伐20~30ha 道の駅・パークゴルフ場:草刈り600万円 個人所有者:天然林改良事業	2007年度実績 公社造林部分:除間伐30ha 県行造林部分:除間伐20ha(二戸、盛岡地域) (以上、森林整備協より受託) 2008年実績 八幡平市内国有林:保育間伐事業30ha (以上、森林整備協より受託) 私有林:除間伐50ha いわて森林づくり県民税事業:間伐10ha (二戸地方森林組合より請け負い) 私有林:除間伐、下刈り10~15ha (浄安森林組合より請負) 神奈川県営林・公社造林:冬季
作業員	60代2名、50代3名、計5名	6名	J班:1家族5名、60代1名、30代2名、20代2名 N班:70代1名、60代1名、50代1名、40代1名、30代1名、計5名 H班:70代2名、50代1名、計3名、臨時60代1名
保有機械	プロセッサ(0.45m <sup>3</sup> ) スキップダ1台 シャベルブルドーザ1台 グラブ4台		

資料:聞き取り調査より

大きさに対して、事業量と木材価格動向が見通せないため、現状では保育事業を着実に獲得していくという方針である。

## 5. おわりに

岩手県における、県行造林、公社造林の再編は、機関造林を基盤とした林業事業体の経営に大きな影響を与えた。

具体的には、事業量そのものの減少が続く中で、植栽から保育間伐へ事業内容が変化したこと、これに加えて県行造林、公社造林の一元化と指名競争入札制度の導入により、これまで安定的に獲得できた事業は継続性を失い、事業体経営の基盤は不安定なものとなった。

このような状況のもとでの地域の林業事業体の経営的対応は次のようなものであった。

1点目は、森林整備協が県行造林の窓口団体から立木の購入と素材の流通を担う主体的な事業体へと大きく変貌したことである。一定の資本機能を果たす団体となることで、少なからず組合員の経営に影響を与えている。例えば、C氏やF氏の事業展開に森林整備協は大きな役割を果たしている。

2点目は、各事業体は事業の中心を不安定な県有林事業からそれ以外へと展開していることである。A造林では森林組合の請負事業に移しつつ素材生産部門への展開がみられた。B氏は消極的対応ではあるが、事業量確保のための立木購入を実施していた。D林業

はアカマツの素材生産への展開、E造林は林業以外の事業への展開である。E造林を除いて入札資格を有していないため、森林整備協あるいは森林組合の入札いかんによって事業体の経営が大きく影響を受けることを避ける対応であるといえよう。

3点目は、その一方で、森林整備協との関係を強めつつ、あるいは廃業した事業体の穴埋めを担う形で、一部の事業体に事業量が集中し始めていることも指摘できる。素材生産業者として短期間に成長したC氏や地域外の保育事業の展開を実現したF氏などである。

今回の事例分析からは、機関造林の再編をめぐる林業事業体の再生産構造の全体像を捉えることは困難であるが、その一端として次の2点を指摘しておきたい。

1点目は、いわば既得権化、固定化していた林業事業体と分取造林事業地との関係は、指名競争入札制度の導入によって流動化する可能性を有しているが、全体としては大きな変化は起きていないといえそうである。林業外、地域外の事業体が参入した事例もみられたが、それはまだ一部に限られ、既存の林業事業体の再生産基盤を著しく損なうものとはなっていない。

もう1点は、しかし一方では、森林組合系統、森林整備協系統の事業体間で事業の融通が図られたり、所在する地域以外の事業を担ったりする例などがみられ、必ずしもこれまでの固定的関係がそのまま維持されているわけではないという点である。この点については、今後より詳細な検討を要するが、地域の林業労働力と事業量との関係の変化からも再編が進んでいる可能性が指摘できる。

#### 付記

本研究は、(財)林政総合調査研究所が2007年度に実施した林野庁委託調査「林業事業体経営実態調査」及び全国森林組合連合会が2008年度に実施した厚生労働省委託事業「林業雇用改善促進事業 調査研究事業」の成果の一部である。

#### 注及び引用文献

- 1) 近年の代表的な論稿として次のものがある。北尾邦伸(2001) 島根県林業公社の経営改善、林業経済 636:1-8、では島根県林業公社の経営分析を通じ、公社・公団は持続可能な森林管理が可能な森林経営体へと再編すべきとしている。岡和夫(2001) 林業公社の機能、林業経済 636:9-20、では、公社の山村振興・集落維持の視点が示されている。また、公社経営そのものだけでなく土地所有者を含めた問題認識、意識を分析したものとして、泉佳子(2007) 公社分取造林における「次世代の森づくり」に関わる実証的分析、林業経済研究、Vol. 53 No. 3:1-11、がある。
- 2) 船越昭治(1981) 日本の林業・林政、農林統計協会、東京、:218-227、あるいは、船越昭治(1987) 地方林政と林業財政、農林統計協会、東京、:80-96。
- 3) 林業事業体の調査は2007～2009年に実施した。
- 4) 岩手県の県有林事業は1908年(明治41年)の県有模範林の設置(12事業区、5,500ha)に始まり、旧県行造林(1929～1958年(昭和4～33年)までに造成、18事業区、1,123ha)、水源林県行造林(1950～1958年度(昭和25～33年度)までに造成、162事業区、10,441ha)、特殊材備蓄林県行造林(1951～1958年度(昭和26～33年度)までに造成、61事業区、2,090ha)、そして1959年度(昭和34年度)に新県行造林(2,104事業区、42,449ha)へと移行し今日に至っている。このほかに、森林公園(7箇所、2,444ha)がある。
- 5) 農林漁業金融公庫の制度改正によって、1972年より都道府県が行う造林が融資対象となった。しかし、林業公社が既に存在する都道府県については県行造林(分取造林)は対象外とされ、都道府県所有森林における造林のみに限定された。しかし、翌1973年からは県行造

林（分収造林）も融資対象となった。

- 6) 岩手県（2003）森林整備のあり方に関する検討委員会「最終報告」、岩手県、5頁。
- 7) 公社社員は岩手県と14市町村によって構成されており、社員は公社に対して出資ではなく毎年度の事業経費の一部について貸付を行った。
- 8) 岩手県林業公社の解散に至る経緯は次の通りである。2001年度の外部包括監査において「県、市町村の貸付金を全額回収することは非常に困難であり、これ以上の財政悪化を防ぐためにも、県は、早急に林業公社財政支援の方策を検討すべきである」との指摘を受けた。これを受けて、2002年に「森林整備のあり方に関する検討委員会」が設立され、県有林事業と公社造林事業の一元化を含む抜本的な経営改善についての提言がまとめられた。最終的には、2004年3月に「岩手県出資等法人改革推進プラン」の廃止（解散）対象法人に林業公社が追加され、2007年を目途に林業公社を解散し、県有林事業に一元化することとなった。
- 9) 前掲6)、6頁。
- 10) 共同受注額とは県有林事業等について森林整備協が受注した金額であり、森林整備協の事業量そのものを示すものである。基本的に県有林事業がほとんどであるが、一部に旧林業公社、旧緑資源機構等の事業が含まれている。

(2010年6月22日受付、2011年1月5日受理)